



各 位

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号株式会社パソナグループ代表兼社長南部靖之コード2168東証第一部問合せ先取締役常務執行役員仲瀬裕子(TEL.03-6734-0200)

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成29年8月18日開催予定の当社第10期定時株主総会に下記のとおり 監査等委員会設置会社への移行に伴う「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせ いたします。なお、本件に伴う役員体制につきましては、本日付けの「監査等委員会設置会社移行後の役員の 異動に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1.監査等委員会設置会社への移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを一層充実させるとともに、業務執行を行う取締役および執行役員への権限委譲により迅速な意思決定を行い、経営の効率性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

2. 監査等委員会設置会社への移行の時期

平成29年8月18日開催予定の当社第10期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

3. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

上記1.に記載の通り、監査等委員会設置会社へ移行するために、定款の一部について所要の変更を行う ものであります。

(2)変更内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
(機関) 第4条 (条文省略) (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	(機関) 第4条 (現行通り) (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (<u>3</u>) 会計監査人
(員数) 第17条 当会社の取締役は、15名以内とする。 (新設)	(員数) 第17条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である</u> <u>取締役を除く。)</u> は、15名以内とする。 <u>2 当会社の監査等委員である取締役は、</u> <u>5名以内とする。</u>

現行定款

(選任)

第18条 取締役は株主総会において選任する。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

2 増員または補欠として選任された取 締役の任期は、在任取締役の任期の満了 する時までとする。

(新設)

(新設)

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取 締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役 グループ代表、取締役会長および取締役 社長各1名、取締役副社長、専務取締役 および常務取締役各若干名を定めること ができる。

(取締役会の招集権者<u>及び</u>議長)

第21条 (条文省略)

- 2 取締役会招集の通知は、各取締役<u>および各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 3 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意が あるときは、招集の手続を経ないで取締 役会を開催することができる。

変 更 案

(選任)

第18条 取締役は<u>監査等委員である取締役と</u> それ以外の取締役とを区別して、株主総 会において選任する。

(任期)

- 第19条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 監査等委員である取締役の任期は、選 任後2年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の終結 の時までとする。

(削除)

- 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等 委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって<u>取締役</u> (監査等委員である取締役を除く。)の 中から、代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって<u>取締役</u> <u>(監査等委員である取締役を除く。)の</u> <u>中から、</u>取締役グループ代表、取締役会 長および取締役社長各1名、取締役副社 長、専務取締役および常務取締役各若干 名を定めることができる。

(取締役会の招集権者<u>および</u>議長) 第21条 (現行通り)

- 2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、 緊急のときはこの期間を短縮することができる
- 3 取締役の全員の同意があるときは、招 集の手続を経ないで取締役会を開催する ことができる。

現行定款

変 更 案

(新設)

(業務執行の決定の取締役への委任)

(報酬等)

第23条 当会社は、会社法第399条の13第6項 の規定により、取締役会の決議によって 重要な業務執行(同条第5項各号に掲げ る事項を除く。)の決定の全部又は一部 を取締役に委任することができる。

取締役の報酬、賞与その他の職務執行 第23条 の対価として当会社から受ける財産上 の利益(以下「報酬等」という)は、株 主総会の決議をもってこれを定める。

(報酬等)

第24条 (条文省略) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行 の対価として当会社から受ける財産上 の利益は、株主総会の決議をもって監査 等委員である取締役とそれ以外の取締 役とを区別してこれを定める。

第5章 監査役および監査役会

第25条 (現行通り)

(員数)

第5章 監査等委員会

第25条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(削除)

(選任)

(削除)

第26条 監査役は株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使す 2 ることができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権 の過半数をもってする。当会社の監査役 は、5名以内とする。

(削除)

(任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補 欠として選任された監査役の任期は、退 任した監査役の任期の満了する時までと <u>する。</u>

(常勤の監査役)

第28条 監査役会は、その決議により常勤の監 査役若干<u>名</u>を選定する。

(常勤の監査等委員)

第26条 監査等委員会は、その決議により常勤 の監査等委員を選定することができる。

(監査役会)

第29条 監査役会招集の通知は、各監査役に対 し会日の3日前までに発する。ただし、 緊急のときはこの期間を短縮すること ができる。

- 監査役全員の同意があるときは、招集 の手続を経ないで監査役会を開催するこ とができる。
- 監査役会の運営その他に関する事項 については、法令または本定款のほか、 監査役会の定める監査役会規程による。

(監査等委員会の招集)

- 第27条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委 <u>員</u>に対し、会日の3日前までに発する。た だし、緊急のときはこの期間を短縮するこ とができる。
 - 監査等委員の全員の同意があるとき は、招集の手続を経ないで監査等委員会 を開催することができる。
 - 監査等委員会の運営その他に関する事 項については、法令または本定款のほか、 監査等委員会の定める監査等委員会規程 による。

現行定款	変 更 案
(報酬等) 第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議を もってこれを定める。	(削除)
(監査役の責任免除) 第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	(削除)
第 <u>32</u> 条~第 <u>35</u> 条 (条文省略) <u>(新設)</u>	第28条~第31条 (現行通り) 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)